

公共測量に係る事務手続きについて

鹿児島県土木部監理課用地対策室

公共測量及び永久標識・一時標識の設置を行った場合、以下の通知をする必要があるので手続きに漏れがないようお願いします。

- 1 公共測量実施の通知（測量法第14条第1項・第39条）
「公共測量を実施しようとするときは、あらかじめその測量についての作業種類、作業期間、作業地域など必要な事項を都道府県知事に通知しなければならない。」
 - ・ 用地対策室収用調整係に実施の通知を送付して下さい。当係にて県公報によりその公示を行います。

- 2 公共測量終了の通知（測量法第14条第2項・第39条）
「公共測量が終了した場合は、実施の場合と同様にその旨を都道府県知事に通知しなければならない。」
 - ・ 用地対策室収用調整係に終了の通知を送付して下さい。当係にて県公報によりその公示を行います。

- 3 永久標識・一時標識の設置等に関する通知・公表
（測量法第21条第1項・第37条第3項・第39条）
「基準点の永久標識又は一時標識を設置したときは、その種類及び所在地等を関係都道府県知事に通知するとともに、これをインターネット等により公表しなければならない。」
 - ※ ただし、測量計画機関が都道府県の場合は、知事への通知を省略することができます。
 - ・ 用地対策室収用調整係に永久標識・一時標識の設置等に関する通知を送付して下さい。当係にて関係市町村長にその通知をします。
 - ※ ただし、測量計画機関が市町村の場合は、関係市町村長への通知を省略しています。

※各通知の記載例については別添資料を参考としてください。

別添

各通知記載例

(1) 公共測量実施の通知

| | |
|---|------------------|
| 〇〇知事 殿 | 文書番号 令和〇年〇月〇日 |
| | 測量計画機関 |
| 公共測量の実施について (通知) | |
| 〇〇市内において、下記のとおり公共測量を実施しますので、測量法 (昭和24年法律第188号) 第14条第1項・第39条の規定に基づき通知します。 | |
| 記 | |
| 1. 作業種類 公共測量 (基準点測量) | |
| 2. 作業期間 令和 〇 年 〇 月 〇 日から 令和 〇 年 〇 月 〇 日まで | |
| 3. 作業地域 〇〇市〇〇町 | |

(2) 公共測量終了の通知

| | |
|--|------------------|
| 〇〇知事 殿 | 文書番号 令和〇年〇月〇日 |
| | 測量計画機関 |
| 公共測量の終了について (通知) | |
| 令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で通知した公共測量(〇〇計画図作成)は、〇月〇日終了しましたので、測量法 (昭和24年法律188号) 第14条第2項・第39条の規定に基づき通知します。 | |

(3) 永久標識・一時標識の設置等に関する通知・公表

文書番号
令和〇年〇月〇日

国土地理院長 殿
(〇〇知事)

測量計画機関

測量標の設置 (通知)

(国土地理院長宛は、以下の内容とする)

令和〇年〇月〇日付け〇公第〇〇号で助言を受けた公共測量の実施にともない別紙のとおり永久標識を設置したので、測量法(昭和24年法律188号)第37条第3項により通知します。

(知事宛は、以下の内容とする)

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で通知した公共測量の実施にともない別紙のとおり永久標識(一時標識)を設置したので、測量法(昭和24年法律188号)第21条第1項・第39条により通知します。